

「指宿市立図書館運営方針」(案)



(過去・現在・そして未来につなぐ図書館を目指して)

令和 年 月

指宿市教育委員会

目 次

第1章	運営方針の策定にあたって・・・・・・・・・・	1
1	方針策定の背景と趣旨	
2	方針のねらいと位置付け	
3	方針の期間	
第2章	指宿市立図書館の現状・・・・・・・・・・	2～5
第3章	運営方針・・・・・・・・・・	6～7
第4章	方針の内容・・・・・・・・・・	8～10
第5章	数値目標・・・・・・・・・・	11



第1章 運営方針の策定にあたって

1 方針策定の背景と趣旨

指宿市立図書館は、指宿図書館（昭和59年開館）、山川図書館（平成7年開館）の2館からなります。指定管理者制度により、平成19年から特定非営利活動法人本と人をつなぐ「そらまめの会」*1が運営しています。

近年は少子高齢化や高度情報化、グローバル化などにより、図書館を取巻く環境も大きく変化しています。また平成24年12月には「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が改正され、図書館が「地域の知の拠点」として市民の生涯にわたる主体的な学習活動を支え、促進する役割を果たすことが求められています。

また、地域が抱える様々な課題解決の支援や地域の実情に応じた情報提供サービスなど、幅広い観点から社会に貢献することが期待されています。

このような図書館を取り巻く動向を踏まえ、多様化・高度化する市民の要望に対応するために、図書館の目指すべき目標と、今後の取組みの方向性を示すものとして「指宿市立図書館運営方針」を策定します。

2 方針のねらいと位置付け

市立図書館は、条例公民館と並ぶ生涯学習の拠点であり、住民自身が自立して地域課題を解決するための知識を獲得する情報拠点です。

そのことを踏まえ、この方針は「指宿市立図書館協議会」での協議を経て策定されました。図書館の基本方針や目標を明らかにすることで、図書館機能を充実・向上させ、効果的に市民の読書活動を進めていきます。

なお、この方針は、「指宿市総合振興計画」「指宿市教育振興計画」の理念を反映し、令和元年度7月に策定された「第3次指宿市子ども読書活動推進計画」の基本的な考え方や取組みを参照しました。

3 方針の期間

期間は、令和4年度からの5年間とします。方針策定後、社会情勢や図書館を取り巻く環境の変化により、見直しが必要となる場合には、適時計画の見直しを行います。

*1

「そらまめの会」の前身は、市内の学校司書や保育士らでつくる図書館を支援するボランティアグループです。以後市民でつくるNPO法人ならではの視点で、館内サービスの充実や学校、地域での活動を行っています。

第2章 指宿市立図書館の現状

1 利用状況の推移

(1) 利用者数

平成28年度から令和2年度までの5年間のデータによると、指宿図書館の利用者数は約23,000人前後、山川図書館の利用者数は12,000人前後、両館の合計利用者数は35,000人前後で推移しています。

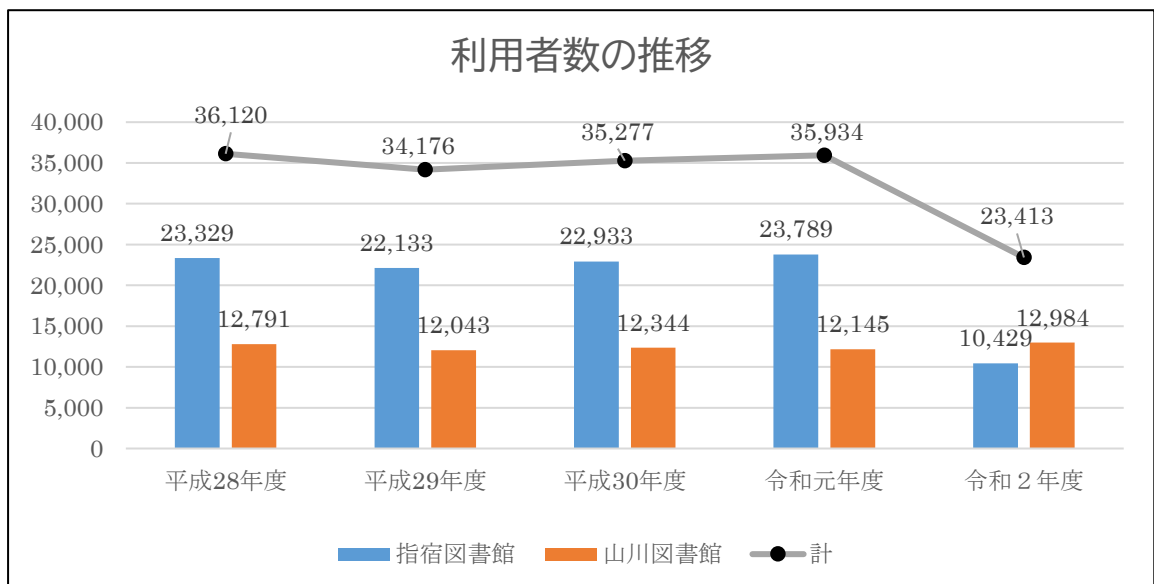
人口の推移と比べると、毎年約600人前後人口が減少していくのに対し、利用者数は減少していないことが分かります。

※令和2年度は臨時休館等により利用者数が減少しています。

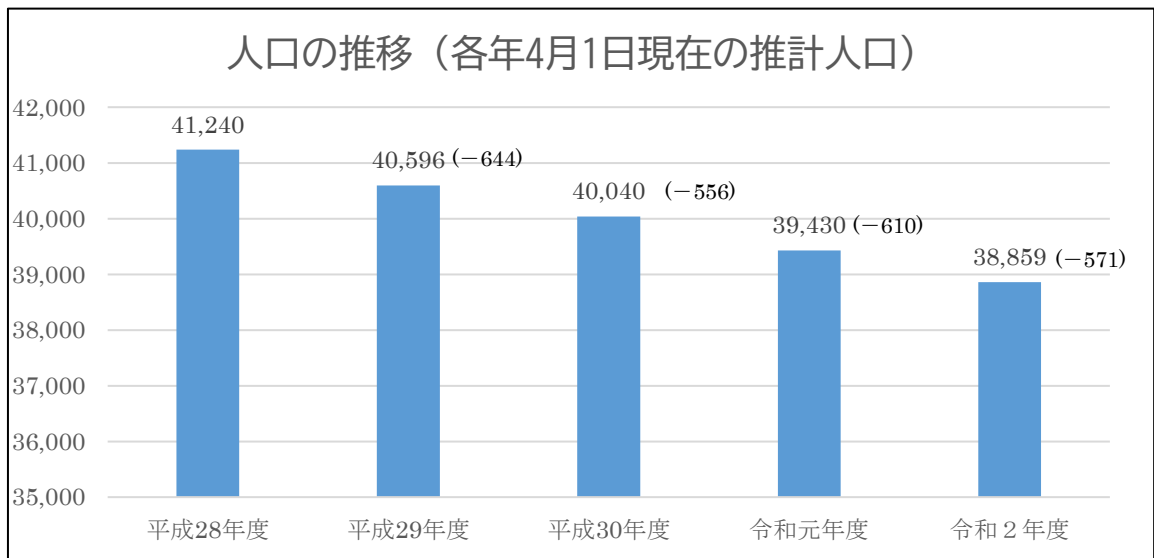
○新型コロナウイルス感染症の感染拡大による臨時休館 合計31日

○指宿図書館空調機改修工事による休館

令和2年9月1日から令和3年2月26日まで 約半年間



【参考】指宿市の人口の推移



(2) 貸出冊数

総数のデータを見ると、指宿図書館の貸出冊数が平成30年度は前年度比約18,000冊、その後も、令和元年度に前年度比約6,000冊伸びているのが特徴です。

また、1人当たりの貸出冊数（2館平均）も、徐々に増えています。

以上のデータから、この5年間に於ける指宿図書館及び山川図書館の利用状況は、堅調に推移していると考えられます。

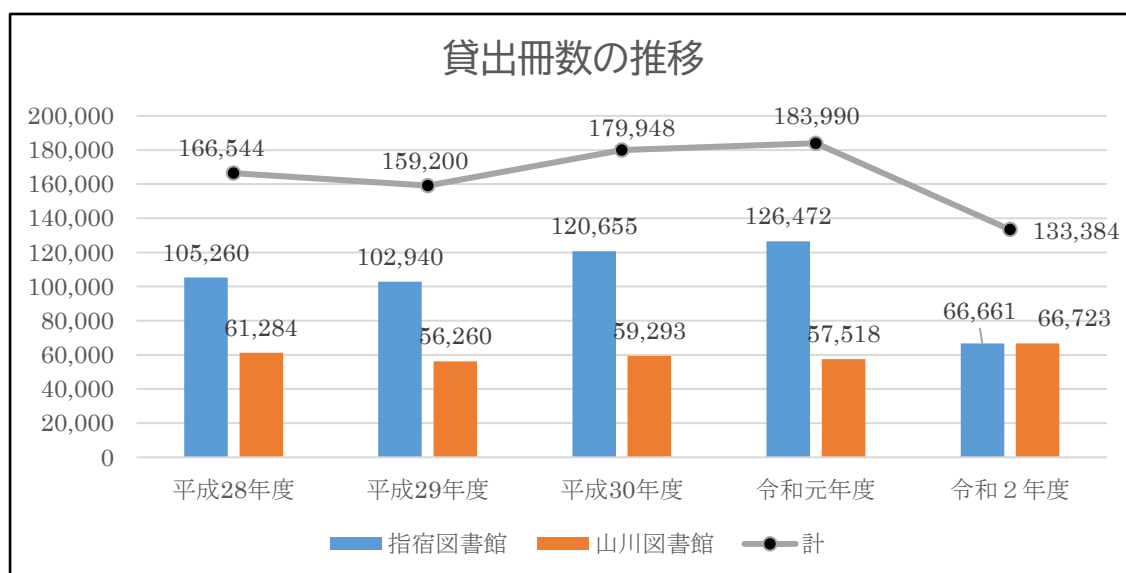
※令和2年度は臨時休館等により利用者数が減少しています。

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大による臨時休館 合計31日

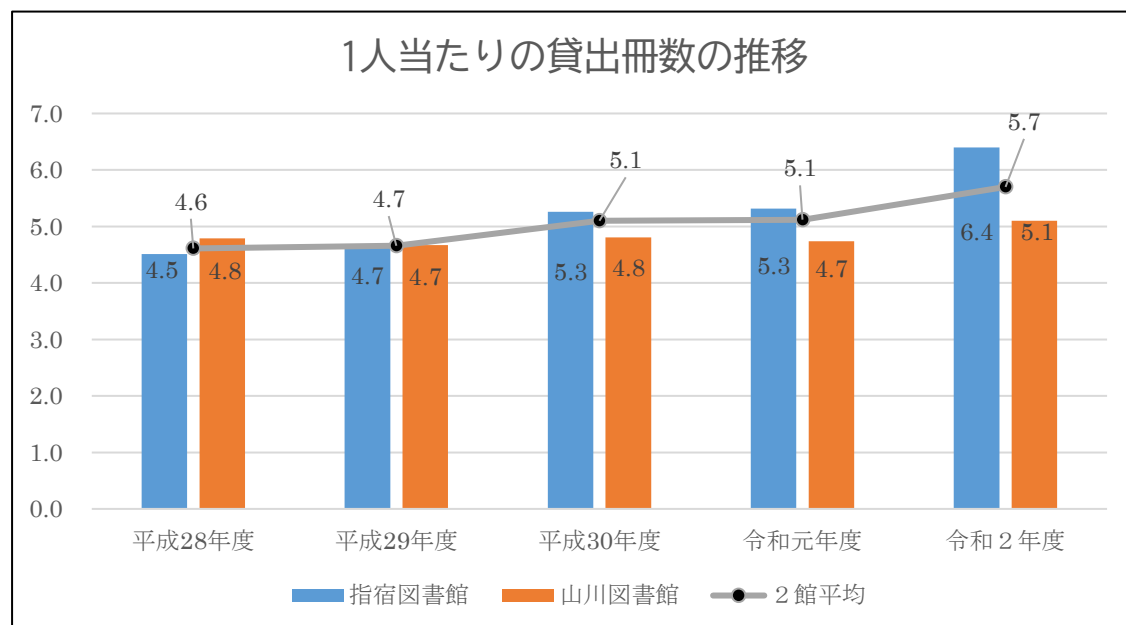
○指宿図書館空調改修工事による休館

令和2年9月1日から令和3年2月26日まで 約半年間

【総数】



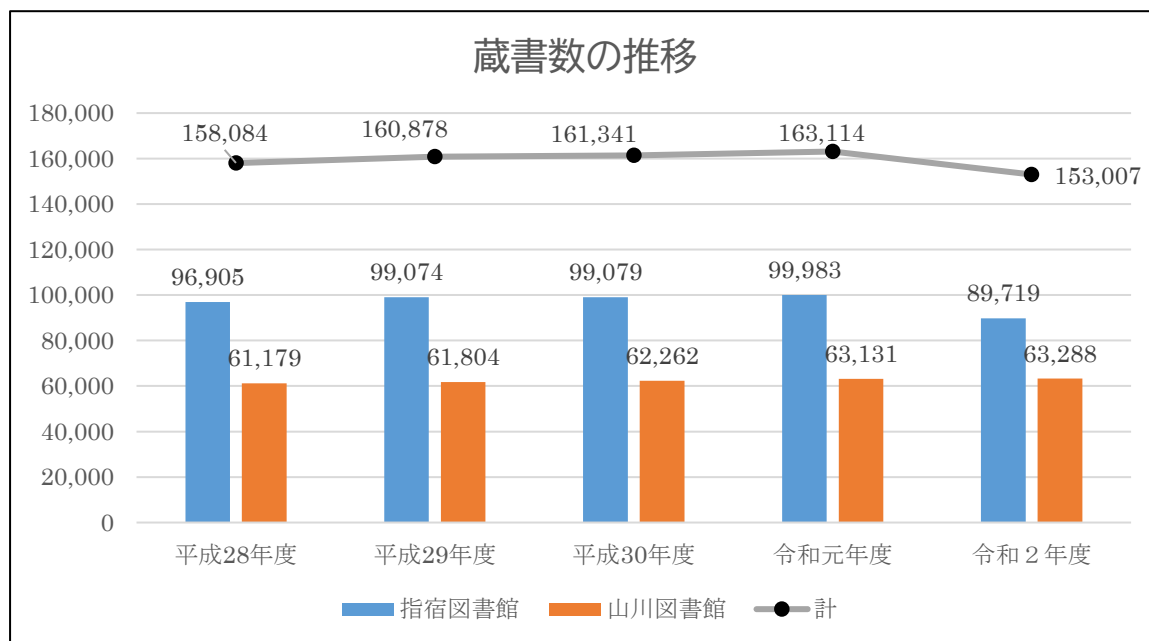
【利用者1人あたり】



(3) 蔵書数

平成28年度以降、両館いずれも蔵書数が年々増えています。

指宿図書館では、令和2年度の空調機改修工事に伴う休館期間に書庫の整理を行ったことにより蔵書数が減少していますが、今後も、新しい図書資料の購入や、寄贈の受入れを行うとともに、時間の経過により内容が古くなった資料や経年劣化に伴う図書資料の廃棄を行い、各館それぞれの蔵書基準冊数の維持に努めます。



2 特徴ある取組

本市では図書館の管理運営業務について指定管理者制度を導入しており、現在の指定管理者である特定非営利活動法人（NPO法人）本と人をつなぐ「そらまめの会」には、平成19年度以降、図書館指定管理業務が継続して委任されています。

令和3年12月現在、図書の専門職である司書資格者を指宿図書館に6名、山川図書館に5名を配置し、NPO法人としてのノウハウや機動力を活かしながら、図書館管理運営業務仕様書に掲げた業務に、工夫を加えて着実に運営しています。

加えて、利用者からのアンケート調査の結果、約9割の利用者が満足しているなど、きめ細かく、非常に質の高いサービスを提供しています。

また、指宿図書館は平成30年度に子供の読書活動優秀実践図書館表彰（文部科学大臣表彰）を、山川図書館は令和3年度に子どもの読書活動推進優良図書館等表彰（鹿児島県教育委員会表彰）を受けました。

《受賞理由》

指宿図書館

学校や読書グループと連携を図りながら、出張おはなし会、学校図書館の支援、子ども読書活動に関する各種イベント開催、図書館見学の受け入れ、おすすめ本のリスト配布、毎月の図書館だよりの発行を行うなど幼い頃から身近に本に親しめる機会を提供し、自主的な読書活動へと繋げる取組を行っているほか、幅広い分野での関係機関との連携や協力が挙げられています。

山川図書館

「読書通帳」を発行し、読書の幅を広げた貸出数増加への貢献、「司書教諭及び学校図書館事務職員等合同研修会」等への参加や、学校での読書推進に関する研修への講師派遣など、小・中・高等学校へ多岐にわたる支援を実施し、学校との連携、情報交換及び司書力の向上に努めています。また、認定司書2人（館長・副館長）と様々な機関との連携した読書推進活動を行っていることなどが挙げられています。

《その他の表彰》

令和2年度 【指宿図書館】第6回図書館レファレンス大賞 審査員会特別賞
（図書館総合展運営委員会主催）

令和3年度 【指宿図書館】：第7回図書館レファレンス大賞 審査員会特別賞
（図書館総合展運営委員会主催）

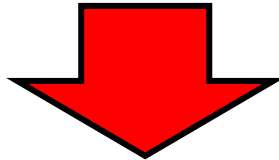
【指宿市立図書館および特定非営利活動法人本と人をつなぐ「そらまめの会」】
：Library of the Year 2021 大賞（NPO法人知的資源イニシアティブ主催）

第3章 運営方針

< 第二次指宿市総合振興計画【教育文化】の基本目標 >

指宿市のまちづくりの最上位である総合振興計画では、教育文化の分野で次のようなまちづくりを目標としています。

ふるさと 郷土を愛し 未来を拓く、心豊かな人材を育むまち

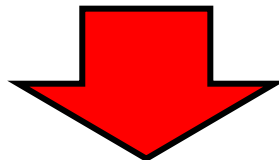


また主要施策として「図書館の利用促進と読書活動の推進」を掲げており、内容として①「電算化した図書館や配本事業等を十分に活用し、図書館の利用促進と市民の利便性の向上に努めます」②「子どもから大人まで楽しく読書ができるよう、本に親しむ機会作りに努めます」としています。

< 第3次指宿市子ども読書活動推進計画の基本目標 >

読書活動推進計画では、基本目標を次のように設定しています。

子どもたちが1人でも多く本を読み、「心に残る1冊の本」と出会えるまち

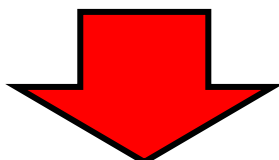


< 指宿市立図書館運営方針の目標 >

以上を踏まえて、目標を次のように設定します。

過去・現在・そして未来につなぐ図書館

ひとやまちの未来をつくる図書館



<運営方針>

目標を踏まえて、3つの具体的な方針を定めます。

方針Ⅰ 市民にとって利用しやすく、居心地のよい図書館

- (1) 誰もが利用しやすい図書館サービスを提供します
- (2) 本を通じて人と人との交流できる図書館を目指します
- (3) 遠隔地サービスの充実に努めます

方針Ⅱ 地域や学校等と連携し、学びを支える図書館

- (1) 生涯学習の場として、子どもから大人までの学びを支援し、学習機会を提供します
- (2) 保育所・幼稚園等、学校や読書グループと連携し、読書活動を支援します
- (3) 個人・団体の経済活動や地場産業を支援します

方針Ⅲ 必要な情報を収集・管理・活用し、発信する図書館

- (1) 課題解決のために必要な情報や新しい知識を得られる図書館を目指します
- (2) 郷土資料の収集・管理・活用に努め、将来の地域づくりにつなげます
- (3) 積極的な情報発信に努めます



第4章 方針の内容

方針Ⅰ 市民にとって利用しやすく、居心地のよい図書館

図書館は、誰もが無償で利用できる公共施設です。本や人と出会う場所、本を読み学ぶ場所、そして家庭や学校以外での居場所でもあります。すべての市民にとって、市立図書館が身近に感じられるような取組みが必要です。図書館に行くことが難しい校区においては、遠隔地サービスの充実を図る必要があります。

(1) 誰もが利用しやすい図書館サービスを提供します

- 蔵書が活用されるための、本を探しやすい工夫（指計）や書誌データの整備に努めるとともに、図書館電算システムを活用した蔵書検索・予約や貸出・返却などのサービスを提供します。
- 高齢者、障害者、乳幼児とその保護者など様々な利用者に配慮して、大活字本資料や朗読CD、点字図書、デイジー（DAISY）^{*1}資料、布絵本等の整備、乳幼児とその保護者が安心して利用できる環境づくり、日本語以外を母国語とする利用者への配慮など、サービスの充実に努めます。
- 「おはなし会」や「読書通帳」、「ブックスタートの推進」、「図書館講座」の活用など、図書館を利用するきっかけ作りに努めます。

(2) 本を通じて人と人が交流できる図書館を目指します

- 親子向けの読み聞かせスペースや談話スペースなど、親子や友人同士で利用しやすい施設の整備に努めます。
- 読書会や講演会、情報掲示やテーマ展示を通じて、利用者同士や、利用者と図書館職員が交流する機会を作ります。

(3) 遠隔地サービスの充実に努めます

- 今までのサービスである「校区公民館等への配本」「OPAC^{*2}の設置」による読書推進及び市立図書館の利用促進を図るとともに、地域の実情や要望に合わせた新たな遠隔地サービスの構築を検討します。
- スマートフォンで蔵書検索や予約ができるシステムの維持や普及に努めます。
- 市立図書館での電子書籍の貸出サービスを検討します。

方針Ⅱ 地域や学校等と連携し、学びを支える図書館

市民の読書活動・学習活動の支援や、学びの機会の提供に努めるとともに、関係機関と連携し読書活動を推進します。また、情報提供を通じた産業支援に取り組みます。

(1) 生涯学習の場として、子どもから大人までの学びを支援し、学習機会を提供します

- どの世代の利用者でも、学習活動の支えとなるよう環境整備や資料の充実を図るとともに、講座や資料展示等を通して多様な学習機会を提供します。
- 学習支援としてWi-Fi環境やインターネット利用サービスを整備します。

(2) 保育所・幼稚園等，学校や読書グループと連携し，読書活動を支援します

- 読書環境を充実させるため、貸出文庫*³や各施設への配本を行います。また、研修講師として図書館職員を派遣します。
- 学校に対しては、貸出文庫や配本，学校授業での調べ学習支援，図書館見学や遠足の受け入れ，職場体験，職員研修等に協力します。
- 読書グループ等に「おはなし会」などの活動の機会を提供します。

(3) 個人・団体の経済活動や地場産業を支援します

- 個人や団体によるビジネス支援活動，地場産業である農業や観光業を支援するため，必要な情報の提供に努めます。



方針Ⅲ 必要な情報を収集・管理・活用し，発信する図書館

市民のニーズや地域の課題解決に対応できるよう，資料の収集・管理・活用に努めます。あわせて郷土学習の資料を充実させ，郷土の歴史を将来の地域づくりにつなげていきます。また，情報収集と同時に情報発信に努めます。

(1) 課題解決のために必要な情報や新しい知識を得られる図書館を目指します

- 市民の多様なニーズに対応できるよう，幅広く情報を集め蔵書を構成します。また，市民の生活や仕事に関する課題，地域課題の解決を支援するために，地域づくり，医療・健康，ビジネス，教育などのテーマについて，実用的な情報を提供するなど，サービスの充実に努めます。

(2) 郷土資料の収集・管理・活用に努め，将来の地域づくりにつなげます

- 歴史・文化・伝統芸能や行事・産業・行政などに係る郷土資料を収集・管理します。また，市民の郷土学習や地域づくりの基礎資料として活用します。

(3) 積極的な情報発信に努めます

- 市民の図書館や読書への関心を高め，利用を促進します。図書館や本についての情報をホームページやSNS，広報紙等を活用して多方面に向けて発信し，図書館を利用したことがない人にもサービス内容を知らせることができるような積極的な情報発信に努めます。



*1 Digital Accessible Information System（誰でも使える情報システム）の略称。視覚障害などで活字の読みが困難な人のために製作されるデジタル図書の国際標準規格のこと。

*2 Online Public Access Catalog の略称。利用者が図書館などの端末を使ってアクセスし，オンラインで検索をすることができる図書館蔵書目録。資料の検索や予約，貸出延長などができる。現在，市立図書館と校区公民館（今和泉・池田・川尻）及び開聞庁舎に設置されている。

*3 市内の事業所，機関，団体等に対して行う貸出しサービス。1回につき50冊，貸出期間は貸出日の翌日から起算して1か月以内となっている。

第5章 数値目標

図書館運営方針に掲げる目標「過去・現在・そして未来につなぐ図書館」「ひとやまの未来をつくる図書館」づくりを具体化するための指標を次のとおり定め、進行管理を実施していきます。

指標名	基本値	目標値	備考
(1) 利用者数	35,377人 (H28~R1 平均)	35,731人 (1.0%増)	・少子高齢化においても利用される図書館の志向…利用者の確保
(2) 蔵書数	159,285冊 (H28~R2 平均)	154,506冊 (3.0%減)	・選書・廃棄基準の制定による情報の整理合理化 ・開架書庫及び閉架書庫における新陳代謝の促進並びにスペースの確保（より利用しやすい図書館へ）
(3) 貸出冊数	172,421冊 (H28~R1 平均)	174,145冊 (1.0%増)	・少子高齢化においても利用される図書館の志向…貸出冊数の増
(4) 読書通帳 新規発行部数	—	新規利用登録者の 50%以上	・読書意欲の高い市民の育成指標
(5) 職員対応への利用者満足度	92% (R2 アンケート結果)	80%以上	・少子高齢化においても利用される図書館の志向…サービスの向上
(6) ブックス スタート事業による本の引換割合	—	新生児全体の 30%	・読み聞かせが子どもにとって重要と理解した保護者の育成指標
(7) 図書館フェスティバルでのビブリオバトル参加者 (予選段階含む)	—	1年間51人 (小学校9・中学校5・高校3) 計17校、1校3人	・本を紹介することによりやりがいを感じることでできる高いプレゼンテーション能力を持つ子どもの育成指標